

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十一月二十九日奈良県指令建第一一二一―一二九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月十四日建第一〇二七四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年三月十四日建第五八九〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大豆越一五四番一、一五四番三、一五四番四及び一五四番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一〇番七号

ファーストリア株式会社 代表取締役 小野寺慎

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 桜井市大字大豆越一五四番五